

これまで

これから

加算収入

手当支給

加算収入

手当支給

- ① 処遇改善加算
H21年開始
- ② 特定処遇改善加算
R1年開始
- ③ ベースアップ等支援加算
R4年開始
- ④ ベースアップ等支援加算(上乘せ分)
R6.2月開始

- ① 処遇改善手当
対象職種：介護職員・相談員・看護師
- ② 特定処遇改善手当
対象職種：主に介護職員(経験・資格によって差)
- ③ 賃金改善手当Ⅰ
対象職種：全職種
主幹以上は除く
相談職は職務手当
- ④ 賃金改善手当Ⅱ
基本③と同じだが、相談職は未対応

- (福祉・)介護等処遇改善加算
R6.6月開始
- 従来の加算は手当の支給対象に制限があったが、本加算においては法人の判断で配分して良いこととされた。

- 職員処遇改善手当
- 配分は法人判断となったことから、経験のある福祉職の支給額を10として、他の職種等へ配分する
(詳細額は別途理事長定めにて毎年度規定)
- A 経験・有資格福祉職
配分率：10
- B 経験・資格なし福祉職
配分率：7
- C 看護師(朝光苑のみ)
配分率：5
- D 相談職・事務員等
配分率：3

原則、加算収入以上に支出しなくては
いけない

原則、加算収入以上に支出しなくては
いけない

若干の
再上乘せ